

とくぎん「ビジネス Net」をご利用のお客さまへ

株式会社 徳島大正銀行

とくぎん 「ビジネス Net」不正利用被害に関する補償内容のお知らせ

とくぎん「ビジネス Net」において不正利用被害に遭われた場合の補償内容について下記のとおりお知らせします。

記

1. 補償内容

○対象となるお客さま	とくぎん 「ビジネス Net」の契約をいただいている法人のお客さま ※上記ご契約者は自動的に補償対象となり、お申し込みは特に必要ありません。
○補償対象	被害発生日の翌日から 30 日以内に届出いただいた被害に限ります。
○補償限度額	契約者あたり年間 1,000 万円
○免責事項 (右記のいずれかに該当する場合補償対象となりません)	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者及び管理者が当行の提供する不正送金対策ソフトをご利用されていない場合 ② 利用者及び管理者が電子証明書をご利用されていない場合 ③ 利用者及び管理者の E メールアドレスをご登録されていない場合 ④ いわゆるフリーメールのアドレスまたは誤ったアドレスを登録されていた場合 ⑤ 被害調査の協力が得られない場合 ⑥ 警察に対して、被害事実等の事情説明を行っていただけない場合 ⑦ 被害発生日の翌日から 30 日以内に被害の届出をしていただけなかった場合 ⑧ 契約者、または契約者の従業員等（契約者から金銭的利益・その他の利益を得ている者）の故意または重大な過失による被害であった場合 ⑨ 契約者の従業員等（契約者から金銭的利益・その他の利益を得ている者）が加担した不正による被害であった場合 ⑩ 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた被害 ⑪ 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた被害

2. **とくぎん**「ビジネス Net」をご利用の個人事業主のお客さま

個人事業主のお客さまについては、補償対象となる被害について「1. 補償内容」に記載の免責事項に該当しない場合、**とくぎん**「ビジネス Net」の不正利用被害に対し全額を補償いたします。

3. お問い合わせ先

【補償内容に関するお問い合わせ】	【パソコン等の操作に関するお問い合わせ】
お取引店にお問い合わせください 平日（銀行営業日）9:00～15:00	とくぎん E Bセンター 0120-27-3345 平日（銀行営業日）9:00～17:00